

V 避難所感染症サーベイランス※の実施方法

※調査監視のこと

- ◎ 避難所で、感染症を早期に探知し、速やかに対応することで、感染症のまん延・集団発生を未然に防ぐことを目的としています。毎日定刻に、発熱・嘔吐・下痢などの症状がある避難者がいないか、情報収集します。

避難所で日々の感染症の発生の有無を確認し、報告することにより、市町村及び保健所で状況を把握し、感染症を早期に探知することができます。（発生0でも報告いただくことで、何も起きていないことがわかります。）発生があった場合、速やかに巡回保健師や保健所保健師等が介入・対応することにより、避難所内での感染症のまん延を防止することに繋がります。探知した当日のうちに対応できるよう、報告は午前中としております。

1 報告ルート・役割（※今後、見直しや発災時の状況によって、変更する場合があります。）

（1）避難所管理者

- ・症状がある場合は避難所職員に報告するよう、避難者に予め周知してください。
- ・毎朝避難者の健康状態を確認し、「避難所別感染症発生状況報告書（避難所用）」（別添2）を市町村及び管轄保健所へ送付してください。

* 避難者名簿の作成、朝食配布時等での健康状態の確認、医療職者との情報共有・連携が必要。

（2）保健所

- ・避難所毎の情報をとりまとめ、「避難所別感染症発生状況報告書（保健所用）」（別添3）を県感染症情報センターへ報告する。

（3）県感染症情報センター

- ・保健所から届いたすべての情報をとりまとめ、県保健予防課へ報告する。

2 報告方法

FAX、メール（携帯電話を活用し写真を添付したメールでも可）、電話等状況に応じ、可能な方法で行う。

3 情報の還元

◎県感染症情報センター

- ・避難所感染症サーベイランス情報から感染症の発生状況をまとめ、ホームページへ掲載し、保健所、市町村へメール等で周知する。

ホームページ：原則平日16時更新（休日は必要に応じて更新）

◎市町村

- 届いた情報を避難所へ送付する。

4 国立感染症研究所の分析

(1) 県保健予防課

- 県感染症情報センターから届いた情報を国立感染症研究所へ送付し、情報の分析を依頼する。
- 国立感染症研究所から送付された分析結果は、保健所、市町村及び県感染症情報センターへ送付する。(市町村用は必要時、簡潔な内容に加工する。(保健予防課もしくは感染症情報センター))

(2) 県感染症情報センター

- 届いた情報をホームページに掲載する。

(3) 市町村

- 届いた情報を避難所へ送付する。

